

村長と区長会との懇談会を実施しました

10月24日、村長と区長会との懇談会を実施しました。多くの意見や質問等がございましたが、現在、社会問題にもなっている空き家対策や、豪雨等に対する災害対策についてのご質問がございましたので、ご紹介いたします。

■問合せ 総務課 ☎ 029-1885-0340 (内) 203



Q.空き家対策について

集落の中で空き家が目立つようになりました。地区からの連絡体制や、具体的に実施した空き家対策は？
*例：除草、取り壊し等

A.回答



空き家の相談については区長さんや近隣住民の方から直接ご相談いただいております。家屋の朽廃や草木の繁茂などの内容に合わせて状態を改善いただけるように対応させていただきます。その中でもひどく状態が悪いものについては『空家等対策の推進に関する特別措置法』に定める「特定空家」に認定し、解体

を含めた問題の解消へ向け、所有者等とやり取りをしていきます。その他の空き家についても、所有者等の要望により解体や除草の見積りなど、行政が仲介をすることで、地域問題の解決につながった事例もございます。

Q.荒地の対策について

荒地の地主への指導等については、出来れば村の方から年に一度、地主の方へ連絡をしていただけると地域としてはありがたいです。

A.回答



宅地内の空き地につきましては、毎年4月に草刈りの

お願いを行っており、ご自分での除草が難しい方については有料にて受託を行っております。宅地以外の不耕作農地や山林といった荒地につきましては、一律での対応が困難であり、住民からの問い合わせに対して、その都度通知や訪問など個別の対応とさせていただきます。

Q.豪雨対策について

昨今の台風等で起きている想定外の豪雨により河川の氾濫等が心配です。

A.回答



平成30年6月に内閣府防災担当の市町村のための水害対

応の手引きによると近年の水害発生状況は平成19年〜28年までの10年間に全国の市町村の97%で1回以上、半数の市町村で10回以上の水害が発生しており、1度も河川の氾濫などによる水害が起きていない市町村は3%(56市町村)に過ぎない状況下にあります。さて、本村においても高橋川流域の氾濫および住宅等の浸水問題は重大な課題でございます。過去には茨城県の技術公社の力を借りて、排水路の新設・住宅の輪中・堤防のかさ上げや拡幅等について検討を重ねて参りましたが、決定的な解決方法は見いだせていないのが現状であり、地域住民の皆さまには大変ご心配をおかけしております。決定的な解決方法が見いだせない

理由としては、河川(用排水路)を含めて流域が広域であることや、過去の流域計算以上に上流での開発や、昨今の集中豪雨等による計算以上の降雨による排水路の容量オーバーの問題も考えられます。あわせて本村内の高低差がない事により、新しい管路の敷設も困難な状況にあります。さらには、国の事業を活用して「防災移転計画制度の創設を踏まえた災害ハザードエリアからの移転」についても将来選択の一つと考えられます。

高橋川の流域については稲敷市の鳩崎地区の一部が本村と同様に浸水の被害が出ており、本年度より対策についてお互いに協力し、解決しようとの動きが出ております。

あわせて、本村防災担当課においては災害前の的確な情報を収取し、事前の避難の案内に合わせた避難所の開設等を行い、まず人命優先で対応いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

-
-
-
-

◎各地区区長の皆さま、懇談会へのご協力ありがとうございました。